

「患者必携」地域の医療情報

おきなわがんサポートハンドブック



【患者必携】地域の療養情報

おきなわ がんサポート ハンドブック

支之合う
大切なあなたと
家族のために

お問合せ 琉球大学医学部附属病院 がんセンター

〒903-0215 沖縄県中頭郡西原町字上原 207

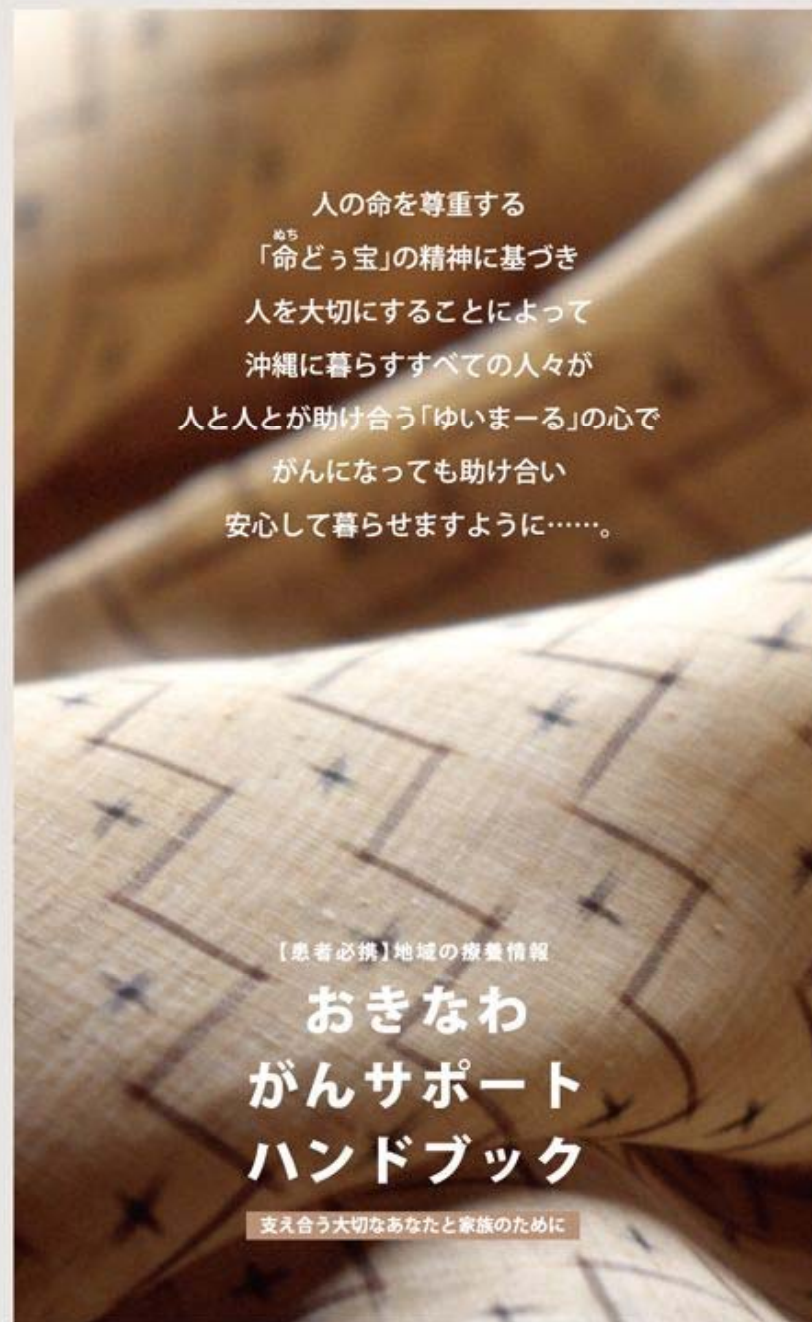
TEL:098-895-1368 FAX:098-895-1497 E-mail:mail@ryukyucc.jp

第3版



塩屋湾のウングミ(海神祭)

毎年、大宜味村塩屋湾で旧盆明けの初亥の日に行われる、国の重要無形民俗文化財に指定されている神事。五穀豊穡、無病息災、生活の無事安全を祈って行われる。



人の命を尊重する
「命^{めい}どう宝」の精神に基づき
人を大切にすることによって
沖縄に暮らすすべての人々が
人と人が助け合う「ゆいまーる」の心で
がんになっても助け合い
安心して暮らせますように……。

【患者必携】地域の療養情報

おきなわ がんサポート ハンドブック

支え合う大切なあなたと家族のために



はじめに

がんと診断されて頭が真っ白に…
どのような治療が良いのか…
同じ病気の患者さんから話が聞きたい…
医療費や生活費のことが心配…
家事や仕事は続けられるのか…

『おきなわがんサポートハンドブック
(地域の療養情報)』は、患者さんの抱える
こうした心配や不安な思いに寄り添い、
支えることの助けとなることを目指
して、つくられました。

この『地域の療養情報』は、“がん”と診断
された患者さんが活用できる相談窓口
や、お住まいの地域の支え合いの場の情
報、経済的・社会的な制度などを、がんの
治療過程のおおよその流れに沿って、
4部構成でまとめています。



【第1部】

がんの疑いがあると言われてから治療が始まるまでの不安を和らげたり、病気の理解を深めたり、治療方法選択に必要な情報を掲載しています。



【第2部】

治療や療養生活についての情報を探すお手伝いをする相談支援センターや患者会の情報、また、がんになっても自分らしく過ごすための緩和ケアや、在宅療養を支える仕組みについて紹介しています。



【第3部】

治療費の負担を軽くする保険や各種制度について紹介しています。



【第4部】

沖縄県内の医療体制の紹介や、各種制度の相談・手続き窓口や関係機関の一覧です。

〈もくじ〉

はじめに	2
がんや療養生活について詳しく知るには	8

【第1部】 病気や治療について

1.がんと言われたとき

(1)がん治療・療養の過程	12
知って得する基礎知識「主治医の説明を聞く」	13
(2)がんになったら大事にしたいこと	14
知って得する基礎知識「病名と病期」	16
(3)悩みや不安・つらさ(トータルペイン)	17

2.納得して治療を受けたい

(1)がん診療を行っている専門医療機関	18
(2)インターネットで情報を探す	20
知って得する基礎知識「標準治療と科学的根拠(エビデンス)」	21
(3)セカンドオピニオン	22
(4)セカンドオピニオン実施施設	22
知って得する基礎知識「セカンドオピニオンを取ろう」	24

【第2部】 よりよい療養生活を送るために

1.がんについて相談したい

(1)がん相談支援センター(がんの治療や療養生活全般の相談窓口)	28
(2)沖縄県医療安全相談支援センター(医療安全や患者の権利の相談窓口)	29

2.同じ病気の方の話を聞いてみたい

(1)患者会	30
(2)患者支援団体	34
(3)患者サロン	34
(4)沖縄県地域統括相談支援センター	35

3.痛さやつらさを和らげたい

(1)緩和ケア外来	36
(2)緩和ケア病棟(ホスピス)	37

(3) がんの終末期医療を担う医療機関	38
(4) がん終末期の在宅療養の相談	38
(5) グリーフケア	39

4. 自宅での療養を続けたい

(1) 訪問診療	40
(2) 訪問看護	40
(3) 介護保険	41
(4) 介護用品のレンタル	42
(5) 介護タクシー	42
(6) 高齢者の相談窓口(地域包括支援センター)	43
(7) ファミリーサポートセンター	43

5. 子どもの療養を支えたい

(1) ファミリーハウス	44
(2) 入院中の教育支援、復学支援	44
(3) 入院中のきょうだい支援	45
(4) 退院後およびAYA世代に関する相談窓口	45
(5) 養育支援訪問事業	45
(6) 一時預かり事業、病児・病後児保育事業	45
体験談「私を支えてくれたもの」	46

【第3部】 お金のことについて

1. 医療費の負担を減らしたい

(1) 高額療養費制度	50
(2) 高額療養費限度額適用認定証	53
(3) 標準負担額減額認定証	53
(4) 高額療養費貸付制度	54
(5) 高額医療・高額介護合算制度	54
(6) 確定申告による医療費等の控除	55

2. 治療を続けながら働きたい

(1) 県内の総合労働相談コーナー	56
(2) 働くがん患者の支援団体	57

3. 家庭の状況にあう支援を受けたい

(1) 傷病手当金	58
(2) ひとり親家庭等医療費助成制度	59
(3) 一部負担金の減免制度	60
(4) 生活保護	60
(5) 生活福祉資金貸付制度	61
(6) がん治療の渡航費助成(宮古・八重山)	61

4. 障害についての支援を受けたい

(1) 障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金)	62
(2) 障害手当金(厚生年金)、障害一時金(共済年金)	62
(3) 身体障害者手帳	63

5. 子ども向けの制度を知りたい

(1) 小児慢性特定疾患医療費助成制度	64
(2) 特別児童扶養手当	64
(3) 障害児福祉手当	64
(4) その他の制度	65
知って得する基礎知識「制度をうまく活用しましょう」	66

【第4部】 県内の医療体制・問い合わせ一覧

1. 県内の医療体制

(1) 沖縄県内のがん診療連携拠点病院 およびがん診療連携支援病院	70
(2) 沖縄県のがん医療体制	72
(3) 地域連携クリティカルパス	72
知って得する基礎知識「医療事故かなと思ったら」	73

2. 問合せ一覧

役所・役場一覧	74
年金事務所一覧	76
各医療保険窓口	76
税務署一覧	77
福祉保健所一覧	77

がんや療養生活について詳しく知るには

国立がん研究センターでは、『患者必携 がんになったら手にとるガイド』『わたしの療養手帳』を作成し、ホームページで公開しています。本書とあわせてご活用ください。

『患者必携 がんになったら手にとるガイド』

がん患者さんの療養に役立つ情報(病気や治療のこと、費用や支援制度、各がん種の療養に役立つヒントなど)を取りまとめた冊子です。



『わたしの療養手帳』

患者さん自身が治療や療養生活において、聞いたり、調べたりして理解したことを書き留めて整理する手帳です。



■入手方法

- ホームページより無料で閲覧・印刷することができます。



がん情報サービス <http://ganjoho.jp>

※右側のバナー「患者必携のページ」

「わたしの療養手帳」をそれぞれクリック。

※携帯電話でのダウンロードも可能です。QRコード⇒



- 一般書店でも本として購入できます。価格:1,260円(税込)

※がん診療連携拠点病院の相談支援センターでは、見本を閲覧することができます。また、院内売店でも販売しています。

▲ 関連情報のご案内



コチラもCheck!

➡ P00 「0000」

本書の中で、「コチラもCheck!」とあるのは、『患者必携 がんになったら手にとるガイド』で、詳しい情報・関連する情報が載っているページを示していますので、お持ちの方は、あわせてご活用ください。

第1部

病気や治療について





第1部は、がんの疑いがあると言われてから治療が始まるまでの不安を和らげたり、病気の理解を深めたり、治療方法選択に必要な情報を掲載しています。

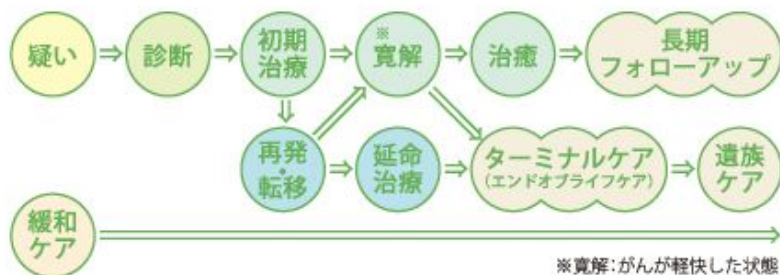
1. がんと言われたとき

(1) がん治療・療養の過程

“がん”かもしれないと言われてから、患者さんやご家族には、気がかりなことがたくさん出てきます。そして、短い期間にいろいろなことを決めなければなりません。そのためには、幅広く適切な情報を早く集めることが必要です。

また、がんに関する悩みや心配・疑問は、治療・療養のステージ(病期・段階)によって様々です。あなたは今、がんの治療過程のどこに立っていますか？あなたの体や気持ちの状況に応じて、まず一番知りたいことを調べてみましょう。

がん治療・療養の過程と主な悩みや疑問



※寛解:がんが軽快した状態

疑いから診断まで

- がんと言われた、どうすればいいの？
- 医師とうまく話せません
- 専門医はどこの病院にいるの？
- セカンドオピニオンをとりたい

初期治療

- 医療費はどのくらいかかるの？
- 仕事は続けられるだろうか
- 相談窓口はどこにあるの？
- 同じ病気の人の話を聞きたい

再発・転移

- 気持ちが落ち込んでいる
- 代替補完療法を試したい
- 緩和ケアチームって何？
- 臨床試験はどこでやっているの？

今後の過ごし方

- 痛みのないようにして欲しい
- なるべく家で過ごしたい
- ホスピスに入りたい
- 在宅ケアに挑戦したい

知って得する基礎知識

【主治医の説明を聞く】

多くの主治医は、がんの診断(病名や病気の拡がりなど)がついた段階で、患者さんに診断名・病期・今後の治療方針の説明を行います。この時、1人や2人ではなく3~5人で聞きましょう。ご家族がいる場合は配偶者、両親、兄弟姉妹、子どもと一緒に聞きましょう。また、親友や頼りになる友人がいれば、その方に同席していただくのも良いことです。よく「子どもが内地で働いていて同席できない」とおっしゃる患者さんもありますが、がんになった事は人生の“一大事”です。なるべく都合をつけて、今後の闘病の際に頼りになる方には全て同席してもらう道を探るのが大切です。

さらに、通常の外来で話を聞くと時間が十分にとれないことがよくあります。主治医と相談して、30分以上の時間をいただきましょう。場合によっては、外来日以外に話を聞くのもおすすめです。また、話のメモを取るようにすると、後で確認するとき便利です。聞いた人によって解釈がばらばらになることを避けることができます。

なお、通常、治療方針の説明では看護師などが立ち合うのが普通となっています。説明を聞いた後で質問や確かめたいことが生じた場合は、改めて主治医に時間をもらうのも一手ですが、立ち合った看護師などに尋ねることもできるからです。

病気、治療、副作用、今後の生活、治療にかかる費用など、不安に思うことや知りたいこと、解決しておきたいことがあったら、「わたしの療養手帳」などを利用して書き出しておきましょう。 ➔P08



コチラもCheck!

➔P58「医療者とのよい関係をつくるには」

1. がんと言われたとき

(2) がんになったら大事にしたいこと

治療をする間、このリストをときどき参考にしてください。また、主治医やその他の医療職、そして、ご家族やあなたをサポートしてくれる人と一緒に、このリストを見ながら考えたり、相談するのもよいでしょう。



① 疑いがあると言われてから治療開始まで…

- 十分な時間(30分以上)をとって、ご家族や友人と一緒に説明を受けましょう。
- 説明を受ける際に、看護師などに立ち会ってもらいましょう。
- 自分の正確な病名と病期について理解しましょう。
- あなたがすすめられた治療法は標準治療、または科学的根拠(エビデンス)のある治療か確認しましょう。
- 通院する医療機関の診療内容や体制を確認しましょう。
- セカンドオピニオン(他の医師の意見)を取りましょう。
- 治療中の生活において、あなたが大事にしたいことを主治医に伝えましょう。
- あなたがすすめられた治療法がなぜよいのか、またその具体的な予定を考えましょう。

② 治療開始後…

- 治療結果や体調の記録をとりましょう。
- 食事や薬についての説明を受けましょう。
- 同じ病気の仲間と思いを分かち合い、情報を得ましょう。

1. がんと言われたとき

- 今後の検査の予定を具体的に書いて整理しましょう。
- 今後の治療の予定を具体的に書いて整理しましょう。
(手術療法または化学療法または放射線療法、あるいはそれらの組み合わせなのか、外来治療または入院治療なのか、など)
- 副作用(吐き気、しびれ、白血球や血小板の減少など)について、満足のいく説明と対応をしてもらいましょう。
- 治療にかかる費用の目安について確認しましょう。
- 民間保険や各種制度(高額療養費制度等)の手続きをしましょう。

③ 治療全体を通じて…

- 利用できる各種の窓口の連絡方法と、どんなときにどんなことが聞けるのか、確認しましょう。
- 苦しいこと・つらいこと(気分の落ち込み・不安・不眠・痛み・食欲不振など)は、主治医に全て伝えるようにしましょう。
- 痛みを完全にとってもらいましょう。
- 気分の落ち込み・不安・不眠などについて、満足のいく説明と対応をしてもらいましょう。
- 呼吸苦、胸水、腹水、だるさ、食欲不振などの症状について、満足のいく説明と対応をしてもらいましょう。
- 地域で利用できる制度やサービスを確認しましょう。
- 代替補完療法・健康食品・サプリメントを利用するときは、メリット(良い点)・デメリット(悪い点)を確認しましょう。

④ 初回治療後もがんが残ったとき、転移・再発した時…

- 現在の病状や今後の見通しを聞きましょう。
- 今できる治療法とその目的を理解しましょう。
- これからのことについて主治医やご家族と話し合しましょう。



知って得する基礎知識

【病名と病期】

がんと付き合っていくには、ご自身の正確な「病名」と「病期」を知ることが大切です。

例えば肺がんという病名は、治療を考えるうえでは不十分な病名です。肺がんは、詳しくは10種類に分類されます(肺癌取り扱い規約第7版)。ですから、肺の「小細胞がん」、肺の「腺がん」といった詳しい病名まで主治医から聞くことが必要になります。がんはこのような分類に従って治療が決定され、また治療の効果に差が出ることが多いのです。

同時に、がんの進行の程度を表す病期を把握することも大事です。病期が0期からIV期(さらに細かくA、B、Cなどの亜分類され、IAやIII Cと表現されることもある)のどれか、さらに実際にどこにがんがあるのか、どこまでがんが広がっているのか(例えば、がんはS状結腸にある、がんは肝臓に転移しているが、肺には転移していないなど)を主治医から聞いてください。同じがんでも(詳しい病名まで一致していても)、病期の違いで全く治療法が変わることが多いのです。

まずは、「詳しい病名と病期を紙に書いてください」と主治医にお願いしてみてください。

正確な病名と病期

を知る事が治療を考えるポイントです



コチラもCheck!

➡ P120 「がんの病期のことを知る」

(3) 悩みや不安・つらさ(トータルペイン)

患者さんやご家族は、病気の時期や治療の場所を問わず、さまざまな苦痛(つらさ)を抱えています。つらさには、体のことだけではなく、心のこと、仕事のこと、お金のこと、残された家族の心配などがあります(トータルペイン)。

どのようなことでも、医療者、先輩患者さんなどに聞いたり、教えてもらったりしながら、安心で納得のいく、自分らしい治療・療養生活をおくりましょう。また、患者さんご本人だけでなく、ご家族も一緒に役立つ情報を見つけ、積極的に活用しましょう。



コチラもCheck!

➡ P13~34 「がんと言われたとき」
 ➡ P35~110 「がんに向き合う」
 ➡ P111~184 「がんを知る」



2. 納得して治療を受けたい

(1) がん診療を行っている専門医療機関

沖縄県保健医療計画では、国の指定を受けたがん診療連携拠点病院をはじめ、がん種別の専門医の配置や手術療法、化学療法又は放射療法を組み合わせた集学的治療等を実施する医療機関を、専門的がん診療機関として位置づけています。連携拠点病院に関しては➡P70



※2013年4月改訂により専門的がん診療機関の変更が見込まれます。
最新の情報は、沖縄県医務課ホームページでご確認ください。
http://www.pref.okinawa.jp/imu_kokuho
※左メニューの「沖縄県保険医療計画」をクリック

※放射線療法可能機関 (2013年2月現在)

施設名	肺がん	胃がん	肝がん	大腸がん	乳がん	子宮がん	※
県立北部病院	○	○	○	○	○	—	—
北部地区 医師会病院	○	○	○	○	○	—	—
県立中部病院	○	○	○	○	○	○	○
中部徳洲会病院	—	—	○	—	—	—	—
中頭病院	○	○	○	○	○	○	—
名嘉病院	—	—	—	—	○	—	—
ハートライフ病院	○	○	○	○	○	○	—
琉球大学医学部 附属病院	○	○	○	○	○	○	○
宜野湾記念病院	—	—	○	—	—	—	—
国立病院機構 沖縄病院	○	○	○	○	○	—	○

※放射線療法可能機関 (2013年2月現在)

施設名	肺がん	胃がん	肝がん	大腸がん	乳がん	子宮がん	※
浦添総合病院	○	○	○	○	○	—	—
同仁病院	—	—	○	—	—	—	—
大浜第一病院	—	—	○	—	○	○	—
沖縄協同病院	—	—	○	○	○	—	—
沖縄赤十字病院	○	○	○	○	○	○	○
おもろまち メディカルセンター	—	—	○	—	—	—	—
那覇市立病院	○	○	○	○	○	○	○
県立南部医療センター ・こども医療センター	○	○	○	○	○	○	○
豊見城中央病院	○	○	○	○	○	○	—
南部徳洲会病院	—	—	○	—	—	—	○
県立宮古病院	—	—	○	—	—	—	—
県立八重山病院	—	—	○	—	—	—	—
宮良クリニック	—	—	—	—	○	—	—
那覇西 クリニック	—	—	—	—	○	—	—

その他のがん種の専門施設については、相談支援センターにお問合せください

➡P28



(2) インターネットで情報をさがす

■ 沖縄県がん診療連携協議会うちな〜がんネット「がんじゅう」


患者さんやご家族向けの情報(患者会の紹介や患者必携の閲覧、がんについての講演会のお知らせなど)を掲載しています。更に、国立がん研究センターや沖縄県などリンク先も多く、幅広いがん情報を得ることができます。

 沖縄県がん診療連携協議会うちな〜がんネット がんじゅう
http://www.okican.jp

■ がんに関する医療情報サイト

がんに関する医療情報の中には、いろいろなものがあります。たくさん情報から、自分に必要な情報を見つけるのは大変です。また、新しく正しい情報かどうかを見極めることが重要です。情報を探すときには、「情報発信者が明確か」、「偏った情報でないか」、に注意しましょう。また、インターネットから情報を得ることに慣れていないときや、ほとんど知識がないときは、公的機関が発信する情報を探しましょう。

■ 各種がんの病態や治療、
医療機関や相談支援センターなどに関する情報

 国立がん研究センターがん対策情報センター
がん情報サービス http://ganjoho.jp

 財団法人国際医学情報センター がんInfo.
http://www.imic.or.jp/cancer

 がん情報サイト Cancer Information Japan
http://cancerinfo.tri-kobe.org

※希少がんについての情報も「PDQ®日本語版がん情報要約」として掲載されています。PDQ®(Physician Date Quer)は、米国国立がん研究所が配信する世界最大かつ最新のがん情報です。県がん診療連携拠点病院の相談支援センターまたは沖縄県統括相談支援センターでPDQ®日本語版がん情報要約(がんの情報冊子)を無料配布していますので、必要な方はお問合せください。

■ がんの予防や検診、
がん患者さんやそのご家族に必要な情報サイト

 がんナビ
http://medical.nikkeibp.co.jp/inc/all/cancernavi

■ こどものがんについてのサイト

 公益財団法人がんの子どもを守る会
http://www.ccaj-found.or.jp

 NPO法人子ども医療支援わらびの会
http://www.warabinokai.org

🔍 知って得する基礎知識

【標準治療と科学的根拠(エビデンス)】

現在、がんの治療で最も“上等”な治療を「標準治療」と呼びます。もし、すすめられた治療が標準治療であれば、まずは一安心です。ただし、全てのがんで標準治療が確立されているわけではありません(特に再発後の治療)。患者数の少ないがんでは標準治療が全くないものもあります。それでも標準治療以外の治療法でも、多くの場合何らかの「科学的根拠(エビデンス)」があるものです。また、それが無い場合は、基本的に標準治療を決めるための試験である「臨床試験」として治療を行うのが通例です(特に最初の治療など)。治療方法が示されたときには、必ず主治医に、その治療の科学的根拠の信頼性は高いか、低いかを聞きましょう。なお、がんの他に心臓の病気や糖尿病など他の疾患がある場合は、標準治療以外の治療法がよりよい選択となることがあります。標準治療以外の治療法をすすめられたときは、主治医にその理由を聞いてみましょう。



👉 コチラもCheck!

- 👉 P195 「標準治療(用語の解説)」
- 👉 P187 「科学的根拠に基づく医療(EBM)(用語解説)」

(3) セカンドオピニオン

セカンドオピニオンとは、患者さんが納得のいく治療法を選択することができるように、治療の進行状況、次の段階の治療選択などについて、現在診療を受けている担当医とは別に、違う医療機関の医師に「第2の意見」を求めることです。病院をかえることではありません。担当医から自分の病状、進行度、なぜその治療法をすすめるのかなどを十分に聞いた(ファーストオピニオン)うえで、セカンドオピニオンを取ることをおすすめします。

① セカンドオピニオンの受診方法

まず、担当医に相談し、希望先の医療機関に申し込み(予約)をしましょう。次に、紹介状や画像など担当医から受け取り、予約した医療機関でセカンドオピニオンを取りましょう。取った後は、担当医に必ず報告し、今後のことを相談しましょう。

② セカンドオピニオンの費用

セカンドオピニオンは医療保険が適用されない自費診療で、病院によって費用が異なります。目安としては、30分～1時間程度の相談で1万円～1万5千円程度となっています。詳しい情報は、沖縄県がん診療連携協議会のホームページをご参照ください。

(4) セカンドオピニオン実施施設

(2013年2月現在)

北部地区医師会病院 ☎ 0980-54-1111 (内線2136)

〒905-8611 名護市宇字茂佐1712-3

県立中部病院 ☎ 098-973-4111 (内線3232)

〒904-2293 うるま市宮里281

中部徳洲会病院 ☎ 098-937-1070

〒904-8585 沖縄市照屋3-20-1

中頭病院 ☎ 098-939-1300

〒904-2195 沖縄市知花6-25-5

ハートライフ病院 ☎ 098-895-3255

〒901-2492 中城村字伊集208

琉球大学医学部附属病院 ☎ 098-895-1371

〒903-0215 西原町字上原207

国立病院機構沖縄病院 ☎ 098-898-2121 (内線235)

〒901-2214 宜野湾市我如古3-20-14

浦添総合病院 ☎ 098-879-0630 (医療相談・医療連携室)

〒901-2132 浦添市伊祖4-16-1

沖縄赤十字病院 ☎ 098-853-3134

〒902-8588 那覇市与儀1-3-1

沖縄セントラル病院 ☎ 098-854-5511

〒902-0076 那覇市与儀1-26-6

おもろまちメディカルセンター ☎ 098-867-2116

〒900-0011 那覇市上之屋1-3-1

那覇市立病院 ☎ 098-884-5134

〒902-8511 那覇市古島2-31-1

県立南部医療センター・こども医療センター ☎ 098-888-0123

(内線1107、1106) 〒901-1193 南風原町字新川1118-1

与那原中央病院 ☎ 098-882-8116

〒901-1303 与那原町字与那原2905

豊見城中央病院 ☎ 098-850-3811

〒901-0243 豊見城市字上田25

宮古島徳洲会病院 ☎ 0980-73-1100

〒906-0014 宮古島市平良字松原552-1

Dr.久高のマンマ家クリニック ☎ 098-988-4141

〒901-2111 浦添市経塚633 メディカルKプラザ2F

宮良クリニック ☎ 098-878-3311

〒901-2132 浦添市伊祖2-3-1 2F

那覇西クリニック ☎ 098-858-5557

〒901-0154 那覇市赤嶺2-1-9

那覇西クリニックまかび ☎ 098-884-7824

〒902-0068 那覇市真嘉比76



知って得する基礎知識

【セカンドオピニオンを取ろう】

今の主治医とは別の医師の意見を聞くことを、セカンドオピニオンといいます。がんの治療は日進月歩で進んでおり、医師によってすすめる治療が違う場合もあり、ときには別の医師に聞くことでよりよい治療法が見つかる場合もあります。多くの場合は、主治医と同じ判断となりますが、それでも今の選択が正しいことが分かると納得して治療を受ける気持ちになります。こうした意味でセカンドオピニオンを取ることが患者さんの利益となります。

多くの主治医は、がんの診断(病名や病気の拡がりなど)がついた段階で、患者さんに診断名・病期・今後の治療方針の説明を行います。その時にセカンドオピニオンについての簡単な説明とともに、是非セカンドオピニオンを取るよう患者さんにすすめることが一般的となっています。

しかし、がんの専門医の外来はとても忙しいので、つい忘れることもあります。ですから、患者さんから、主治医に対して、「セカンドオピニオンはどうしましょうか?」と質問をしてください。その際に、主治医の先生から、セカンドオピニオンにおすすめの病院と専門医を複数紹介してもらいましょう。主治医は自分自身とは立場の違う医師を推薦することによって、より患者さんに客観的な情報を取って頂けるように配慮をするものです。ですから、皆さん、安心して主治医にいろいろと相談してください。そして、最初の治療を受ける前に、是非セカンドオピニオンを取りましょう。

第2部

よりよい療養生活をおくるために





第2部は、治療や療養生活についての情報を探すお手伝いをする相談支援センターや患者会の情報を掲載しています。また、がんになっても自分らしく過ごせるための緩和ケアや、在宅で療養を続けるための生活を支える(介護保険制度など)仕組みについても紹介しています。

1. がんについて相談したい

(1) がん相談支援センター

(がんの治療や療養生活全般の相談窓口)

ご相談は、看護師やソーシャルワーカー(社会福祉士)などのがん相談専門スタッフがお受けしています。患者さんやご家族のがんの治療や療養生活全般に関して心配や困ったことなどについて、一緒に考え、情報を探すお手伝いをします。

がん患者さんやご家族がその病院に通院していなくても、がんに関する相談はどなたでもご利用することができます。電話または面談での対応になります。相談は無料です。

ご相談の内容によっては専門家と連携を図りながら、お応えしています。相談内容が、ご本人の了解なしに、患者さんの担当医はじめ他の方に伝わることはありません。安心してご相談ください。

治療費や手術にかかる費用が心配です。

➔ P47

退院することになったけれど、どうしたらいいの。

➔ P40

セカンドオピニオンってなんだろう。

➔ P22

先生から病気について説明を受けましたが、難しくよくわかりません。

➔ P13

がんと言われ、頭の中が真っ白です。これからのことを考えると不安でいっぱいです。

➔ P12

仕事を続けてもいいのだろうか。

➔ P56

📖 **コチラもCheck!**

➔ P29 「相談支援センターにご相談ください」

■ 沖縄県内のがん相談支援センターの連絡先 (2013年2月現在)

琉球大学医学部附属病院(医療福祉支援センター)

☎ 098-895-1359 対応日時:月～金・9時～12時、13時～15時

県立中部病院(医療相談支援センター)

☎ 098-973-4111(内線3232) 対応日時:月～金・9時～17時

那覇市立病院(がん相談支援センター)

☎ 098-884-5111(内線280、107) 対応日時:月～金・9時～17時

北部地区医師会病院(がん相談支援センター)

☎ 0980-54-1111 対応日時:月～金・9時～17時

県立宮古病院(地域連携・なんでも相談室)

☎ 0980-72-1352 対応日時:月～金・9時～17時

県立八重山病院(地域連携室)

☎ 0980-83-2525 対応日時:月～金・9時～17時

※上記の病院以外でも、ソーシャルワーカー(社会福祉士)が様々な相談に対応しています。各病院の医療福祉相談室・地域医療連携室へお問合せください。

📄 沖縄県医療ソーシャルワーカー協会
http://www.msw-oaswhs.jp

(2) 沖縄県医療安全相談支援センター

(医療安全や患者の権利の相談窓口)

医療上又は医療内容に関する相談や、医師、その他の職員の対応など医療に関する相談及び苦情などがございましたら、沖縄県医療安全相談支援センターにご相談ください。

沖縄県医療安全相談支援センター ☎ 098-866-1260

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県福祉保健部 医務課内
TEL & FAX(相談専用) 受付時間:月～木(祝日除く)・9時～12時、13時～17時

2. 同じ病気の方の話を聞いてみたい

(1)患者会

患者会とは同じ病気や症状、障害など、何らかの共通する患者体験をもつ人たちが集まり、自主的に運営する会のことです。お互いの悩みや不安を共有したり、情報交換をしたり、がん患者さんをサポートするための様々なプログラムを用意しています。また、社会に対する働きかけを行う活動をしているところもあります。詳細については、各患者会までお問合せください。

■沖縄県がん患者会連合会 ☎090-9780-2217

沖縄県内のがん患者会が加盟している団体です。(2010年4月発足)
〒900-0013 那覇市牧志3-2-10 那覇市ぶんかテンプス館3階 気付
会長:田名勉 FAX:098-964-6328

■沖縄県がん患者連合会に加盟している患者会 (2013年2月現在)

■喉頭がん、咽頭がん、舌がん、食道がん、甲状腺がん(音声機能障害)

■特定非営利法人日本喉摘者団体連合会沖縄県友声会

☎098-933-3088 FAX:098-933-3103 E-mail:dana.01@docomo.ne.jp
〒904-2171 沖縄市高原6-7-10 代表:田名勉
【活動内容】発声訓練教室、講習会
【活動場所:日時】中部福祉保健所:第2・4土曜、総合福祉センター:第3土曜、
中央保健所:第1土曜 各13時~15時

■舌がん

■舌(ぜつ)がん患者会・サークル

FAX:098-933-3103 E-mail:masahiko.08@softbank.ne.jp
〒900-0025 那覇市壺川1-18-10-306 代表:松本正彦
【活動内容】舌がん患者の親睦及び発声指導・訓練。スピーチサポート
(パソコンによる会話機器)の紹介、購入手続きのアドバイス
【活動場所:日時】県中央保健所2階相談室:第1土曜 14時~15時

■婦人科がん

■沖縄県婦人科がん患者会 宇宙船子宮号 ☎080-6503-7628

相談専用:070-5697-3824(平日9時~17時)
E-mail:churajyura@willcom.com ブログ:http://churajyura.ti-da.net
〒904-0116 北谷町北谷2-18-6 代表:吉田祐子
【活動内容】交流会
【活動場所:日時】中央保健所3F多目的室:第4土曜 14時~16時

■全がん種、がん患者家族、遺族の方

■中部ゆんたく交流会 ☎090-9780-2217

〒904-1203 金武町屋嘉2935-85 代表:富銘由則/事務担当:安里香代子
【活動内容】交流会
【活動場所:日時】中部福祉保健所:第3月曜 18時半~21時

■小児がん

■公益財団法人がんの子どもを守る会沖縄支部

☎098-936-3583 / 090-9782-6062
〒904-0105 北谷町字吉原757-12 代表:片倉政人
【活動内容】交流会(年2、3回)、医療相談会(年1、2回)、病院訪問など

■悪性リンパ腫

■NPO法人グループネクサス沖縄支部

☎070-5530-6295 / 090-5934-6796 E-mail:tomonowa@willcom.com
【活動内容】交流会
【活動場所:日時】那覇市立病院6階ラウンジ:第4土曜 13時~15時

■術後オストメイト(人工肛門・膀胱造設の方、大腸がん、直腸がん、膀胱がんetc)

■日本オストミー協会 ☎098-863-1251

〒900-8516 那覇市西1-2-16 琉球光和内ヘルスケア事業部内 担当:賀数
【活動内容】交流会
【活動場所:日時】琉球光和(3階会議室):第3金曜14時~16時、
中頭病院(2階会議室):第2水曜14時~16時半、
北部地区医師会病院(2階会議室):第4金曜13時半~15時半

■皮膚がん

■ひふ癌「7日会」 ☎070-5531-0838

沖縄県がん患者会連合会内 FAX:098-964-6328
【活動内容】活動内容についてはお問合せください。

■肺がん

白色会 ☎ 070-6648-6256

沖縄県友声会事務局内【活動内容】活動内容についてはお問合せください。

■胃がん

胃無胃会 ☎ 070-6648-6256

沖縄県友声会事務局内【活動内容】活動内容についてはお問合せください。

■全がん種

春夏秋冬・夢倶楽部(絆) ☎ 090-1940-3301

〒904-2171 沖縄市高原6-7-10 代表:田名勉 FAX:098-933-3101

【活動内容】交流会(1月、4月、7月、10月)、離島を含む各代表ボランティアの集い

■無声帯、音声機能障害者

中、北部喉摘者友の会 ☎ 098-974-9778

〒904-2243 うるま市宮里925-1

【活動内容】交流会【活動場所:日時】味処萌木:偶数月第4木曜 17時~19時

■その他の患者会

(2013年2月現在)

■乳がん

まんま宮古 ☎ 090-9781-5314

〒906-0013 宮古島市平良字下里8

【活動内容】定例会

【活動場所:日時】会場はお問合せください:第2金曜 20時~22時

ぴんく・ばんさぁ ☎ 080-1791-1764

〒901-2133 浦添市城間2-3-1 ぴんく・ばんさぁリボンズハウス

E-mail:pnkpnsa@yahoo.co.jp

【活動内容】ゆんたく会や講座の開催など

【活動場所:日時】ぴんく・ばんさぁリボンズハウス:火~金 13時~16時(祝日の場合は休)

■全がん種、患者家族、遺族、関係者の方

サバイバーナースの会「ぴあナース」☎ 070-5691-1690

〒900-0013 那覇市牧志3-2-10 ぶんかテンプス館3F 代表:上原弘美

E-mail:peer@willcom.com

【活動内容】がん経験者による患者支援の交流会「なまくまcafe」

【活動場所:日時】那覇市内。会場はお問合せください。:第2日曜14時~16時

■院内患者会

(2013年2月現在)

院内患者会は、別途記載されているものを除いて院内患者が対象です。

■乳がん

カッコ女倶楽部(Dr.久高のマンマ家クリニック) ☎ 098-988-4141

〒901-2111 浦添市経塚633

【活動内容】乳がんについての勉強会、講演会の開催

【活動場所:日時】会場はお問合せください:2ヶ月に1回(年会費1,000円)

信友会(那覇市立病院) ☎ 098-884-5111

〒902-8511 那覇市古島2-31-1

外科外来(内線152 担当:主任看護師)、がん相談支援センター(内線127)

【活動内容】患者大集会

【活動場所:日時】那覇市立病院:毎年11月第4土曜

※患者・家族・一般の関心のあるどなたでも参加できる、「乳がん塾」も開催。

【活動場所:日時】那覇市立病院:2月、5月、8月、11月。詳しくはお問合せください。

やすらぎの会(浦添総合病院) ☎ 098-878-0231

〒901-2132 浦添市伊祖4-16-1

【活動内容】交流会

【活動場所:日時】浦添総合病院:月に1回不定期開催

乳がん患者会「OHANA」(豊見城中央病院) ☎ 098-850-3811

(内線1175/1178) FAX:098-852-2152 〒901-0243 豊見城市字上田25

E-mail:chiiki@yuuai.or.jp

【活動内容】交流会

【活動場所:日時】豊見城中央病院:第2土曜 14時~16時

スマイルQ(宮良クリニック) ☎ 098-878-3311

〒901-2132 浦添市伊祖2-3-1 HP:http://miyara.jp

【活動内容】勉強会(※ご家族も参加可)

【活動場所:日時】宮良クリニック:奇数月第4水曜 18時半~20時半

那覇西ひまわりの会(那覇西クリニック) ☎ 098-858-5557

FAX:098-858-5552 〒901-0154 那覇市赤嶺2-1-9

【活動内容】乳がん勉強会(※ご家族も参加可)

【活動場所:日時】那覇西クリニックまかび:第3土曜 15時~17時

◆コチラもCheck!

➡P12 「がん体験者の皆さんの手記」

(患者さんの体験談をもとにした手記の紹介ページを掲載しています)

➡P64 「患者さん同士の支え合いの場を利用しよう」



(2)患者支援団体

(2013年2月現在)

■全がん種

マインドケアおきなわ ☎ 098-927-2953

FAX:098-927-2953 〒900-0005 那覇市天久794-5 2階

E-mail:mcokinawa@nirai.ne.jp HP:http://mcokinawa.info

【活動内容】普及啓発、相談事業、医療連携事業(対象:がん他)を実施。

【活動場所:日時】お問合せください

■全がん種、一般の方

ゆうかぎの会 ☎ 090-1086-2149(池間) 090-9782-2371(真栄里)

(離島圏におけるがん患者支援を考える会)

〒906-0305 宮古島市下地与那覇1407-42

【活動内容】活動内容はお問合せください

(3)患者サロン

患者サロンとは、患者さんやそのご家族、医療者、一般の方など、がんに関心のある方ががんのことを気軽に語り合う交流の場です。どなたでも参加できます。

(2013年2月現在)

■全がん種

いしがき島がん患者支援ゆんたく会 ☎ 0980-83-2525 (内線280、281)

FAX:0980-83-2553 〒907-0022 石垣市字大川732

沖縄県立八重山病院地域連携室・医療福祉相談

【活動内容】勉強会と交流会

【活動場所:日時】会場はお問合せください:第3土曜 14時~16時

やんばるゆんたく会 ☎ 0980-54-1111

〒905-0006 名護市宇茂佐1712-3 がん相談支援センター

【活動内容】勉強会と交流会

【活動場所:日時】北部地区医師会病院:第1金曜 14時~16時

中部地区ゆんたく会 ☎ 098-973-4111 (内線2531、3232)

〒904-2293 うるま市宮里281 地域連携室・医療相談支援センター

【活動内容】勉強会と交流会

【活動場所:日時】県立中部病院:第4水曜(または木曜) 14時~16時

ゆんたく会 ☎ 098-895-1374

FAX:098-895-1497 〒903-0215 西原町字上原207

【活動内容】交流会

【活動場所:日時】琉球大学医学部附属病院内:第1火曜 14時~16時

那覇がん患者ゆんたく会患者サロン ☎ 098-884-5111 (内線127)

〒902-8511 那覇市古島2-31-1(がん相談支援センター 気付)

【活動内容】勉強会と交流会

【活動場所:日時】那覇市立病院敷地内那覇市北保健センター:第3水曜 13時半~15時

■乳がん

ピアサポートサロン ぴんく・ぱんさぁりボンズハウス

☎ 080-1791-1764

〒901-2133 浦添市城間2-3-1 HP:http://pnkpsabrg.ti-da.net/

【活動内容】活動内容はお問合せください

【活動場所:日時】ぴんく・ぱんさぁりボンズハウス:火~金 13時~16時(祝日は休)

(4)沖縄県地域統括相談支援センター

がんを経験した相談員が、がん患者さんやご家族の方のお話をお聴きします。「がんと告知されて頭の中が真っ白」「同じ病気の人と話がしたい」「他の人はどのようにしているの?」などの気持ちに寄り添い、一緒に考えていきます。また、当センターでは、がんピアサポート研修会を開催しています。「自分の体験を誰かのために役立てたい」「がん患者さんを支援したい」と思っている方のための研修会です。お気軽にお問合せください。



沖縄県地域統括相談支援センター ☎ 098-942-3407

FAX:098-942-3408 〒903-0215 西原町字上原207(琉球大学病院内3階)

対応日時:月~金 9時~17時(予約は16時まで)

3. 痛さやつらさを和らげたい

(1) 緩和ケア外来

がん医療における緩和ケアとは、がんに伴う体と心の痛みを和らげ、生活やその人らしさを大切にする考え方です。患者さんの人間性を最大限に尊重し、身体的ケア、精神的ケア、社会的ケアを包括的に提供しています。緩和ケア外来を行っている医療機関は下記のとおりです。



緩和ケア外来を希望される場合

主治医に相談し、診療情報提供書(詳しい紹介状)の作成をお願いします。受診する際は、事前予約が必要ですので、各医療機関へお問合せください。

■緩和ケア外来を行っている医療機関

(2013年2月現在)

県立中部病院 緩和ケア外来

☎ 098-973-4111 (地域連携室 宛) 診療日: 初診・木、再診・火

国立病院機構沖縄病院 緩和医療外来

☎ 098-898-2121 (内線724) 診療日: 火・水・木 13時半～

浦添総合病院 緩和ケア外来

☎ 0120-979-706 (予約センター) 診療日: 木 午後(調整可能)

アドベンチストメディカルセンター 緩和ケア外来

☎ 098-946-2833 診療日: 火・水・木 午前中のみ

琉球大学医学部附属病院 緩和ケア外来

☎ 098-895-1371 (医療福祉相談支援センター)

診療日: 身体的緩和部門・月～金、精神的緩和部門・要相談(紹介患者のみ)

オリブ山病院

☎ 098-886-5567 (医療相談室) 診療日: 水 午後

那覇市立病院 緩和ケア外来

☎ 098-884-5111 (地域連携室 宛) 診療日: 水

南部病院 緩和ケア外来

☎ 098-994-0501 (地域連携室 宛) 診療日: 初診・木、再診・火

(2) 緩和ケア病棟(ホスピス)

緩和ケア病棟は、緩和ケアの基本的な考え方に基づいた医療サービスが提供されている場です。体のつらい症状や、こころのつらさを和らげることを、重要な治療・看護として位置付けています。また、面会時間の制限も少なく、患者さんやご家族がくつろげるデイルームやご家族が休息するための家族室、キッチン、入浴室など、患者さんのご家族が過ごしやすい設備もあります。



緩和ケア病棟に入院を希望される場合

1. 主治医に相談し、診療情報提供書(詳しい紹介状)の作成をお願いします。
2. 入院する前に、事前相談が必要です。相談に係る料金については各医療機関にお問合せください。

■緩和ケア病棟

(2013年2月現在)

国立病院機構沖縄病院 〒901-2214 宜野湾市我如古3-20-14

☎ 098-898-2121 相談受付日時: 月～金・10時～12時、14時～17時

アドベンチストメディカルセンター 〒903-0201 西原町幸地868

☎ 098-946-2833 相談受付日時: 月～木・8時半～17時、金・8時半～12時

オリブ山病院 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-356

☎ 098-886-5567 相談受付日時: 月～金・9時～17時

南部病院 〒901-0362 糸満市真栄里870

☎ 098-994-0501 相談受付日時: 月～金・9時半～17時



コチラもCheck!

☞ P152「緩和ケアについて理解する」



(3) がんの終末期医療を担う医療機関

沖縄県保健医療計画には、終末期の患者の受け入れを行っているがん診療可能診療所が掲載されています。



沖縄県医務課ホームページ

http://www.pref.okinawajp/imu_kokuho

※左メニューの「沖縄県保健医療計画」をクリック
→ページ中頃「地区医療計画」でPDFをダウンロード。
PDFファイル内の「がん医療体制図・表」からご参照ください。

(4) がん終末期の在宅療養の相談

在宅療養では、専門的な知識を持った訪問診療医(かかりつけ医)や訪問看護師、薬剤師、ケアマネジャー、ホームヘルパーが患者さんの生活のペースを守りながら協力してサポートします。在宅療養を希望する場合は、かかりつけの病院の相談室・地域医療連携室、もしくは各相談支援センターにご相談ください。

☎ 問合せ先 相談支援センター ➡ P28



(5) グリーフケア

グリーフとは、深い悲しみを意味します。身近な人と死別して悲嘆に暮れる方が、その悲しみから立ち直れるようにそばにいて支援することをグリーフケアと呼びます。一方的に励ますのではなく、相手に寄り添う姿勢が大切です。グリーフケアを行っている機関は下記のとおりです。

グリーフワークおきなわ(GWO) ☎ 080-4316-0847

E-mail: gwo-0847@softbank.ne.jp HP: <http://griefworkokinawa.ti-da.net>

東本願寺沖縄別院 ☎ 098-890-2490

E-mail: okinawa@higashihonganji.or.jp 〒901-2223 宜野湾市大山2-32-2



しらむぐとぅ
白雲ぬ如に 見ゆるあぬ島に
とぅ わた はに あ
飛び渡ていみぶしゃ 羽ぬ有とーてい

(白雲節)

4. 自宅での療養を続けたい

(1) 訪問診療

訪問診療とは、医師が定期的に自宅へ訪問し、診察などを行います。患者さんやご家族からの求めに応じて24時間体制で応じ、必要な場合には訪問看護ステーション、さらにはケアマネジャー（介護支援専門員）とも連携をとりながら、患者さんが安心して療養生活を送ることができる体制を整えます。また、状態が急に悪くなったときには、病院医師と連携し、治療法の相談や再入院の手配を行います。

(2) 訪問看護

訪問看護とは、病気や障害を持った人が住み慣れた家で、その人らしく生活ができるよう看護ケアを提供するサービスです。医師の指示のもと、訪問看護ステーションから看護師等が利用者宅を訪問し、医師等と連携をとりながら、療養生活を送っている方の看護を行います。医療保険または介護保険により利用することができます。



訪問診療・看護を希望する場合

相談支援センターまたは、かかりつけの病院のソーシャルワーカー、ケアマネジャーにご相談ください。

相談支援センター➡P29

コチラもCheck!

- ➡P78「在宅医療、在宅での療養生活を支える仕組み」
- ➡P82「介護保険の申請から利用まで」



(3) 介護保険

在宅で療養していると、人の助けや福祉用具（ベッドや車いすなど）が必要になることがあります。そのようなときの支援のひとつに、介護保険制度があります。介護保険の対象になると、介護度に応じて、要介護サービスを総費用の1割の自己負担で利用することができます。がん患者さんも介護保険のサービスを利用できることがあります。介護保険のサービスを受けることを希望される方は、各市町村介護保険担当課へお問合せください。



覚えておくとよいこと

認定には、約1カ月かかりますので、早めに申請することをおすすめします。

各市町村介護保険課➡P74

【介護保険の対象・サービス内容等】

■対象

- ①65歳以上の被保険者で、入浴排泄・食事などの日常生活動作について、介護を必要とする状態にある、あるいは虚弱な状態であって要介護状態とならないために適切なサービスを受ける事が必要な方。
- ②40歳～65歳未満の方で、16の特定疾病に該当し、介護を必要とする場合。※16の特定疾病には、医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断した方も含まれます。

■受けられるサービス

認定結果によって要介護状態区分が決定します。ケアマネジャーと相談し、次のようなサービスが受けられます。



在宅サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、デイケア、デイサービス等



施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等

(4) 介護用品のレンタル

介護用品が急に必要になった時、または一時的に必要な時に、特殊寝台(ベッド)・褥創予防マット・車いす・杖・歩行器などをレンタルすることができます。ご利用したい方は、各市町村の介護保険課にお問合せ下さい。レンタル品目や対象者、貸付期間、自己負担額などは市町村によって異なります。また、社会福祉協議会においても、福祉用具レンタルについて相談が受けられます。

📞**問合せ先** 各市町村の介護保険課 ➡ P74 沖縄県社会福祉協議会 ➡ P75

(5) 介護タクシー

ホームヘルパー2級以上の資格を取得した乗務員が、病院や施設などへの送迎、観光や冠婚葬祭など、介護を必要とする方々を車いすごと、又は、寝た状態で移動できる手段を提供します。利用する際は、予約が必要ですので、下記の連絡先にお問合せください。また、利用料金やサポート料金なども事前に確認しましょう。

(2013年2月現在) ※掲載は主な事業所です。

地区	会社名	電話
北部/中部/南部	沖縄介護タクシー事業協同組合	0120-356-194
宮古地区 (宮古島)	グリーン	0980-74-3113
	社会福祉協議会(緊急対応時)	0980-72-4240
	みつば	0980-75-3043
八重山地区 (石垣島)	NPO法人ゆうき	0980-82-3600
	ほっとケア	0980-88-0560
	ゆいケアサービス	0980-84-3939



(6) 高齢者の相談窓口(地域包括支援センター)

高齢者の総合相談や権利擁護のための窓口です。内容は、介護保険や介護サービスに関する相談・苦情や、日常生活での困りごとについてご相談できます。各市町村の地域包括支援センターへご相談下さい。



沖縄県高齢者福祉介護課ホームページ

<http://www.pref.okinawa.jp/site/fukushi/korei>

ページ中ほど「地域包括支援センターへ相談する」をクリック

(7) ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターとは、お子さんを預かってほしい方「お願い会員」と、お子さんを預かることができる方「まかせて会員」が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら地域が主体となって行う子育て支援の有償ボランティア活動です。利用する際は、沖縄ファミリーサポートセンター連絡協議会へご相談ください。

■ 援助内容

- ・保育園の開始前や終了後、子どもを預かること
- ・保育園までの送迎を行うこと
- ・学童保育終了後、子どもを預かること
- ・保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かること

■ 利用方法

在住・在勤の市町村が設置するファミリーサポートセンターに会員登録が必要です。

沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会

労政能力開発課 ☎ 098-866-2366

FAX: 098-866-2355 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

(2013年2月現在)

5. 子どもの療養を支えたい

(1) ファミリーハウス

ファミリーハウス「がじゅまるの家」は、離島や遠方から県立南部医療センター・こども医療センターなどに入院・通院する子どもとその家族が滞在できる施設です。あらかじめ「がじゅまるの家」までお問合せください。

ファミリーハウス「がじゅまるの家」 ☎ 098-888-0812

FAX:098-979-6771 (受付時間:9時~17時)

〒901-0115 南風原町新川272-16 HP:http://gajumarunoie.com

※利用予約の受付は、利用開始の1ヵ月前から前日まで。

(緊急の場合はその限りではありません。)

(2013年2月現在)

(2) 入院中の教育支援、復学支援

沖縄県の拠点病院と一部医療機関には、病気やケガで長期の入院を必要とする小・中・高校生が、入院治療中でも安心して学校教育が受けられるよう特別支援学校による訪問学級が開設されています。院内学級を利用するためには、在籍する学校から転校する必要がありますので、主治医・看護師だけでなく、もとの学校の担任教師や院内学級の教師へよく相談することをおすすめします。

退院の見通しがたったら、そうした医療スタッフ、院内学級の担任教師をはじめ、もとの学校教師らと連絡・調整を図りながら、本人のからだの状態や学習の状況をもとに、本人も一緒に学校復帰の準備を進めましょう。



(3) 入院中のきょうだい支援

子どもが入院すると、親が長く病院に付き添い、病気の子どもに関心が集まることで、きょうだいは何かと我慢を強いられ、寂しい思いをします。きょうだいへも病気のことを可能な範囲で説明し、一対一で対話をするのが大切です。また、きょうだいの担任教師や保育士などとも連絡をとり、きょうだいへの支援を依頼しましょう。

(4) 退院後およびAYA世代に関する相談窓口

小児がんでは、晩期合併症の問題や、小児がんと成人がんの境界領域の世代を指す「AYA世代」に関する問題(進学、就職、結婚などに関する心理面の支援も必要になることが多いと言われています)など、長期フォローアップが必要になります。まずは、治療を受けた病院の担当医や相談支援センターに相談し、診察の際にさまざまな問題や悩みについてアドバイスを受けましょう。

(5) 養育支援訪問事業

各市町村では、育児に関する不安や孤立感などを抱えている方などを対象に、支援員が家庭を訪問し、育児に関する専門的な悩みを聞き、育児の負担感を少しでも軽減できるよう、育児や家事の手伝いや育児に関する専門的な支援を実施しています。

☎ 問合せ先 各市町村の児童福祉担当課 ☎ P74

(6) 一時預かり事業、病児・病後児保育事業

保護者が病気や冠婚葬祭など緊急一時的に家庭での保育が難しい場合、乳児又は幼児を保育所等において、一時的に預かる事業を行っています(一時預かり事業)。

また、病気のため、保育所に預けられない子どもを医療機関等で一時的に預かる事業も行っています(病児・病後児保育事業)。

☎ 問合せ先 各市町村の児童福祉担当課 ☎ P74



☎ コチラもCheck!

☎ P308 「小児がんの療養情報」



「私を支えてくれたもの」

私は10歳の時にがんを発病し、16歳で治癒しました。告知をされた時は、地元の学校に通えなくなることで、「病院で勉強できるの?」「友だちと遊べなくなるの?」など多くのことに悩みましたが、入院してすぐに院内学級で勉強を始めることができ、同じ病気と闘う友人も出来ました。闘病中は、もとの学校の友達、病院で知り合った友達との文通を通じて多くの人とのつながりができ、それは私にとって本当に大きな支えでした。

当時はインターネットも普及しておらず、がんに関する情報も少なく、母はがんに関する情報を図書館や書店で得ていたようです。最近では、ウェブサイトや書籍からがんに関する情報も多く得ることができます。また、多くの病院では相談員が常駐しています。ぜひ、そのような場を活用して欲しいと思います。悩みを自分の中だけでためず、多くの専門家や地域の情報を知ることによって解消して欲しいと思います。

闘病中は、病気以外の面で悩むことが沢山あり、それは病院の友達も同じでした。悩みを多方面の分野で支えてくれる方々に相談することで、病気を告知された時から治るまでの色々な場面の助けになると感じました。このサポートハンドブックを読まれている方々が、この本から多くの情報を得て支援とつながり、病気に明るく向き合ってくれたら良いなと思います。

(20代 女性)

第3部

お金のことについて





第3部は、治療費の負担を軽くする保険や各種制度について紹介しています。

1. 医療費の負担を減らしたい

(1) 高額療養費制度

日本では、全ての方が健康保険や国民健康保険、共済組合など、公的医療保険に加入しており、治療費の1~3割の自己負担で治療を受けることができますが、がんの治療では自己負担の額だけでもかなり高い金額になることがあります。

高額療養費制度を利用すると、自己負担の額を一定の金額に抑えることができます。多くの方が利用できますので、是非ご活用ください。高額療養費制度は、患者さんが支払ったお金を後から払い戻す仕組みですので、治療の際に患者さん自らが高額のお金をいったん用意しなければならない場合もあり得ます。

ただし高額療養費限度額適用認定証を併せて活用すると、払い戻しではなく予め支払いの額を抑えることができます。P53~63でこうした併せて活用すると良い制度を紹介していますので、こちらも積極的に利用しましょう。

なお高額療養費制度での自己負担の限度額は、次ページの表のように年齢や収入によって異なります。

🔄 問合せ先 加入している各医療保険の窓口 📖 P76

📖 コチラもCheck!

- 📖 P90 「治療にかかる費用について」
- 📖 P94 「公的助成・支援の仕組みを活用する」



□70歳未満の方の場合

- ①1日~月末の月毎の計算となります。(食費や医療保険のきかない診断書は含まれません)
- ②同じ医療機関ごとに計算します。外来での医療費と入院費は別々に計算します。医科と歯科は別々に計算します。
- ③同じ人が同じ月に、21,000円以上の自己負担額が2件以上あるときは、合わせて計算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。例は下部の図をご覧ください。
- ④外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含まれます。
- ⑤払い戻しがある方には各医療保険より後日、通知があります。

高額療養費/自己負担限度額(1ヵ月)			(2013年2月現在)
区分	一部負担金の額 (自己負担限度額)	1年間に4回以上あるとき 4回目から	食事の標準負担額 (1食)
上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円)×1%	83,400円	260円
一般	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	260円
低所得者 非課税世帯	35,400円	24,600円	210円 (90日まで) 160円 (過去12カ月で91日以上)

例 47歳男性 (限度額区分:一般) 医療費10割 自己負担3割

入院して手術	A病院	1,000,000円(自己負担:300,000円)
化学療法で 外来通院	A病院	50,000円(自己負担:15,000円)
	B薬局	30,000円(自己負担:9,000円)
放射線治療で 通院	C病院	50,000円(自己負担:15,000円) ※21,000円を超えないため合算不可

【自己負担限度額】80,100円+(1,000,000円+50,000円+30,000円)×1%=90,900円
 【払い戻される額】(300,000円+15,000円+9,000円)-90,900円=233,100円

※注意:世帯での合算は各医療保険窓口へご確認ください。

1. 医療費の負担を減らしたい

□70歳以上の方の場合(後期高齢者医療の方も含む)

- ①1日～月末の月毎の計算となります。(食費や医療保険のきかない診断書は含まれません)
- ②以下の表のように外来のみの場合と入院+外来の場合で自己負担限度額が異なります。全て合算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻しされます。
- ③外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含まれます。
- ④払い戻しがある方には各医療保険より後日、通知があります。

高額療養費/自己負担限度額(1ヵ月)				(2013年2月現在)
区分	外来	外来+入院	1年間に4回以上あるとき 4回目から	食事の 標準負担額 (1食)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ <small>(医療費-267,000円)×1%</small>	44,400円	260円
一般	12,000円	44,400円		260円
低所得者Ⅱ 非課税世帯	8,000円	24,600円		210円 (90日まで) 160円 <small>(過去12ヵ月で91日以上)</small>
低所得者Ⅰ 非課税世帯	8,000円	15,000円		100円

※世帯での合算は、各医療保険窓口へご確認ください。



1. 医療費の負担を減らしたい

(2) 高額療養費限度額適用認定証(以下、限度額認定証)

限度額認定証を持っていると病院や薬局での支払いが一定の金額(自己負担額)にとどめられる制度です。



覚えておくこと

- ①限度額認定証の申請をした月の初日から有効です。
- ②病院等の窓口へ提示が必要です。忘れた場合は払い戻しとなります。 加入している各医療保険の窓口 ➡ P76

□70歳未満の方、70歳以上の非課税世帯の方

事前に加入する健康保険組合などに交付申請をしてください。病院・薬局などで「限度額認定証」を窓口へ提示してください。

□70歳以上75歳未満で非課税世帯等ではない方

事前の手続きは必要ありません。病院・薬局などで「高齢受給者証」を窓口へ提示してください。

□75歳以上で非課税世帯等ではない方

事前の手続きは必要ありません。病院・薬局などで「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください。

※「限度額認定証」を提示しない場合は、従来通りの高額療養費制度の手続きになります。(高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、ご加入の健康保険組合などから支給されます)

(3) 標準負担額減額認定証

対象は70歳以上の非課税世帯(低所得Ⅰ・Ⅱ)の方のみです。入院時の食事費用の自己負担を減額する制度です。



覚えておくこと

- ①限度額認定証と一緒に手続きします。あわせて1枚の認定証がもらえます。
- ②申請した月の初日から有効です。
- ③申請を忘れたり、病院窓口への提示を忘れると、後日払い戻しがないので注意してください。 加入している各医療保険の窓口 ➡ P76

(4) 高額療養費貸付制度

医療費(保険適用分)の自己負担分が立て替えできないときに、1ヶ月の医療費の自己負担限度額を差し引いた額の8割~10割が無利子で貸付けられる制度です。医療費を支払う前に手続きをしてください。

限度額認定証の手続きを忘れて、複数の医療機関で高額な医療費の支払いがあるときなどにも利用できる制度です。ただし、加入する医療保険によっては利用できない場合もあります。

加入している各医療保険の窓口 ③P76

(5) 高額医療・高額介護合算制度

医療の「高額療養費制度」と介護の「高額介護・高額介護予防サービス費」の両方を利用した上で、合わせた総額が1年間に一定額を超えた場合に払い戻しを受けることができます。

- ①世帯内に同一の医療保険の加入者が対象です。
- ②費用は、毎年8月からの1年間で計算されます。
(8月1日~7月31日)
- ③医療費と介護費の自己負担を合計し基準額を超えた場合に支給されます。
- ④入院時の食事代や差額ベッド代は含みません。
- ⑤国民健康保険加入者と後期高齢者医療対象の方には通知が来ます。
- ⑥その他の保険(健康保険、共済組合等)は通知がないため、申請する必要があります。 **加入している各医療保険の窓口 ③P76**

メモ 

(6) 確定申告による医療費等の控除

1年間に一定以上の医療費など(及び介護費用)の自己負担があった場合に、税金を軽減します。一定の収入のあるすべての人が対象となります。

**覚えておくこと**


- ①該当しそうな領収書やレシートは捨てずに必ず保管しましょう。
- ②高額療養費制度では対象とならない費用も該当します。
- ③会社などの年末調整とは別に、自分で確定申告をする必要があります。 **居住地を管轄する税務署 ③P77**

■計算方法

- ①1月1日~12月末に支払った医療費から「高額療養費制度などから払い戻された費用・生命保険やがん保険の給付金・保険金」を差し引きます。
- ②そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない額を差し引きます。なお、医療費控除は最高限度額200万円と定められています。

■対象となる主な費用

- ・医師や歯科医師による診療費
- ・通院交通費(ガソリン代や駐車料金は除く)医師などの送迎費、入院時の部屋代(必要性がある場合)や食事代、医療器具の購入・貸与費など
- ・介護保険サービス利用料の一部
- ・寝たきり高齢者のおむつ代(医師の証明が必要)
- ・治療目的でのマッサージ・指圧師、鍼灸師、柔道整復師などの施術費用
- ・薬代(病気やけがの為に、薬局・薬店で購入した市販薬も含む)など

 **申告時期** 所得税の確定申告期間(毎年2月16日~3月15日)

2. 治療を続けながら働きたい

現状では、がんに特化した休職制度はありません。主治医ともよく相談しながらご自身の治療計画に合わせて、就業計画を立てることが大切です。すぐに退職を決めるのではなく、時には、会社の就業規則や人事関係の担当者へも相談したり、総合労働相談コーナーといった第三者へ相談したりする機会が必要になるかもしれません。またご家族ががんになった場合でも、育児休業、介護休業、子の看護休暇などもあります。職場の担当者へもよくご相談ください。一度退職したあとに、再就職したいと思ったときには、地域のハローワークの窓口で、自分の状況にあった情報を集めることをおすすめします。

(1) 県内の総合労働相談コーナー

県内の労働局、労働基準監督署内の総合労働相談コーナーでは、無料で労働問題の専門家が相談に応じています。相談内容によっては、担当窓口をご案内する場合があります。

■労働基準監督署(総合労働相談コーナー)

受付:平日9時~17時(正午から13時まで除く) (2013年2月現在)

沖縄労働局 ☎098-868-6060

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

名護労働基準監督署 ☎0980-52-2691

〒905-0011 名護市字宮里452-3 名護地方合同庁舎1階

沖縄労働基準監督署 ☎098-982-1400

〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 沖縄総合労働庁舎3階

那覇労働基準監督署 ☎098-868-8008

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館2階

宮古労働基準監督署 ☎0980-72-2303

〒906-0013 宮古島市平良字下里1016 平良地方合同庁舎1階

八重山労働基準監督署 ☎0980-82-2344

〒907-0004 石垣市字登野城55-4 石垣地方合同庁舎2階

(2) 働くがん患者の支援団体

一般社団法人CSRプロジェクト ☎03-6456-1700
<http://workingsurvivors.org>

がん治療に伴う経済的な不安や雇用に関する不安など、電話相談にも対応しています。電話相談は事前に申し込みが必要です。

NPO法人キャンサーリボンズ ☎03-3546-6101
<http://www.ribbonz.jp>

『がんと働く』プロジェクトで、がんをもっている自分らしい働き方を続けられることを目指して、リワークノートの発行やさまざまな情報提供をしています。

働くがん患者と家族に向けた包括的支援システムの構築に関する研究
<http://www.cancer-work.jp>

患者/家族・人事労務担当者・産業保健担当者の3者の視点を生かした支援リソースに関する開発や情報発信をしています。また、「がんと仕事のQ&A」「事業所向け対応マニュアル」といった小冊子をダウンロードできます。



コチラもCheck!

➡P44「社会とのつながりを保つ」



う かじ せゆ
 押す風ん今日や
 くる
 心あていさらみ
 くわ てい
 雲ぬ晴りてい照らす
 ちち ちゆ
 月ぬ清らさ
 からやぶし
 (瓦屋節)

3. 家庭の状況にあう支援を受けたい

(1) 傷病手当金

会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。健康保険、共済組合に加入しているご本人が、給料がもらえない場合などに、ある程度の収入が保障されます。

加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。退職日までに3日以上連続して欠勤し、以下の条件を満たしていることが条件です。

会社員や公務員の方向けの制度です



対象となる人

健康保険、共済組合、船員保険に加入しているご本人

対象の条件

- ・病気のために仕事ができない状態
 - ・3日以上連続して欠勤している
 - ・給与が支払われない
- ※給料をもらっていても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支払われます。



覚えておくとよいこと

- ・支給期間は休職4日目から1年6ヵ月間です。
- ・担当医師の証明、事業主(会社)の証明が必要になります。
- ・会社を辞める前に、加入している医療保険窓口に相談しましょう。

📞 問合せ先 加入している各医療保険の窓口 📍 P76

(2) ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭(母子及び父子家庭等)の医療費の負担を軽減し、ひとり親家庭の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。保険適用の自己負担額が助成されます。入院時の食事代、差額ベッド代などは対象になりません。

ひとり親家族や小児向けの制度です



対象となる人

健康保険、共済組合、船員保険に加入しているご本人

対象の条件

事前に申請が必要です。この制度での「児童」とは18歳未満の子どもで、18歳に達した日の属する年度の末日までです。

📞 問合せ先 各市町村の児童家庭課など 📍 P74



あかたすんどんち くがにどる
赤田首里殿内 黄金灯笼下げてい
あ みるくうんけー
うりが明かがりば 弥勒御迎

(赤田首里殿内)

3. 家庭の状況にあう支援を受けたい

(3) 一部負担金の減免制度

災害や失業などにより生活が苦しく、医療費の負担が困難な方に、所定の審査を経たうえで一部負担金(ただし自己負担限度額内)の減額または免除をする制度です。

申請は、患者自身で行う必要があります。減額または免除された一部負担金は、加入している医療保険者から支払われます。

📞 問合せ先 加入している各医療保険組合の窓口 📍 P74

生活が困窮した方向けの制度です



(4) 生活保護

病気や失業、老齢などの理由で、生活費や医療費などに困る場合があります。家族の収入が国の定める基準以下のとき、状況に応じて「健康で文化的な最低限度の生活」ができるように、その足りないところを補い、自分の力や他の方法で生活できるよう手助けする制度です。あらゆる手段を尽くしても、それでも生活の目的が立たないときに、初めて適用されます。保護の申請は、ご本人のほか、同居のご家族・親子・兄弟などができます。保護の種類には、日常生活に必要な費用については生活扶助、医療については医療扶助、介護サービスについては介護扶助などがあります。



覚えておくこと

- ・決定までに14日～30日かかります。
- ・決定したら、必要な全ての書類を揃えて提出した日にさかのぼって、支援を受けられます。それ以前の時期は適用外ですので、申請を希望する場合は、早めに相談に行くことをおすすめします。 📞 問合せ先 各市町村の福祉相談窓口か福祉事務所 📍 P74

3. 家庭の状況にあう支援を受けたい

(5) 生活福祉資金貸付制度

収入が少ない世帯に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となったときに、生活福祉資金を貸し付ける制度です。

用途別に、貸付資金枠や限度額が設けられています。貸付利率は年3%ですが、療養費や介護費などについては無利子です。

👤 対象となる人 低所得世帯、高齢者世帯で他からの融資が困難な世帯

📞 問合せ先 お住まいの民生委員か、各市町村の社会福祉協議会 📍 P74

(6) がん治療の渡航費助成(宮古・八重山)

本島や県外での治療が必要ながん患者さんに対し、航空運賃の一部を助成する制度です。後日払い戻しされます。

石垣市 📞 問合せ先 石垣市健康福祉センター TEL:0980-88-0088

- ・渡航前に石垣市健康福祉センターの窓口でご相談下さい。
- ・2013年度の対象者は、石垣市に住所がある方で、以下の通りです。

- ①「特定疾患」「小児慢性特定疾患」の受給者証を持っている方
- ②悪性新生物疾患(がん)に罹患している方のうち、市内の協力医療機関の主治医が「市外の医療機関での通院治療が必要」と認めた方

宮古島市 📞 問合せ先 宮古島市役所 健康増進課 TEL:0980-73-1978

宮古島市では、2013年度から渡航費の支援事業を実施予定です。くわしくは、宮古島市役所健康増進課までお問合せください。



4. 障害についての支援を受けたい

(1) 障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金)

がんで人工肛門造設や喉頭摘出術を受けた方はもちろんですが、日常生活に制限を受ける状態になったがん患者さんも受けることができます。

障害基礎年金は、障害の程度によって1級と2級に分かれており、障害厚生年金などは1～3級まであります。なお、障害等級は、身体障害者手帳などとは基準が違い、手続きも別に行う必要があります。



覚えておくとよいこと

- ・はじめて病院にかかった日(初診日)が重要になりますので、必ず書き留めておきましょう。
- ・基準や手続きが複雑な制度になっていますので、通院・入院している医療機関のソーシャルワーカーへご相談ください。

📞 問合せ先 各市町村の国民年金担当窓口 ➡ P74
各共済組合窓口、お近くの年金事務所 ➡ P76

(2) 障害手当金(厚生年金)、障害一時金(共済年金)

障害手当金は厚生年金、障害一時金は共済年金の加入者が対象です。どちらも、3級より障害が軽い場合に、一度だけ支給されるものです。まずは通院・入院している医療機関のソーシャルワーカーへご相談ください。📞 問合せ先 各共済組合窓口、お近くの年金事務所 ➡ P76



(3) 身体障害者手帳

身体障害者手帳を持つことにより、以下にある様々な福祉サービスが受けられます。

がんで人工肛門造設や喉頭摘出術を受けた方はもちろんですが、日常生活に制限を受ける状態になったがん患者さんも利用できることがあります。

手帳は障害の種類や程度などによって1～6級に区分され、等級によって受けられる福祉サービスの内容が異なります。



覚えておくとよいこと

- ・所定の診断書は、都道府県知事に指定された医師のみ作成できます。
- ・まずは通院・入院している医療機関の主治医、またはソーシャルワーカーへご相談ください。
- ・申請してから結果がわかるまで約2～3ヵ月かかります。

📞 問合せ先 各市町村の障害福祉担当窓口 ➡ P74

■福祉サービスの内容

- ・日常生活用具の給付(人工肛門・人工膀胱などの補装具、喉頭摘出者に対する電動人工喉頭機やファクシミリなど)
- ・税金の控除・減免
- ・公共交通機関運賃の割引

■重度心身障害者医療費等助成の内容

医療保険に加入している概ね身体障害者手帳1・2級の方について、医療費の自己負担限度額分を後日手続きにより払い戻しがあります。(本人及び世帯員の所得によって該当しない場合があります。)



コチラもCheck!

- ➡ P104 「年金などからの支給」
- ➡ P105 「身体障害者手帳」

5.子ども向けの制度を知りたい

(1)小児慢性特定疾患医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾患の治療にかかった費用のうち、世帯の所得税額に応じて支払う自己負担金額を超えた部分を助成する制度です。対象となるか、かかりつけの医師に相談しましょう。

📞 問合せ先 県内の各福祉保健所 📍 P77

👤 対象となる人

18歳未満の児童

(引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳まで)

⚠️ 対象の条件

生計の中心者の所得に応じた月額負担があります。

(2)特別児童扶養手当

一定の障害の状態にある20歳未満の児童を養育する父又は母、若しくは実際の養育者に対する手当です。所得制限があります。

📞 問合せ先 お住まいの市区町村の児童福祉関係窓口 📍 P74

【支給額】 (2013年2月現在)

1級該当の障害児:月額**50,400**円 2級該当の障害児:月額**33,570**円

(3)障害児福祉手当

重度の障害をもつため日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の児童に対する手当です。所得制限があります。入院中の受給(申請)可否は市町村によって異なります。

📞 問合せ先 お住まいの市区町村の障害福祉窓口 📍 P74

【支給額】 (2013年2月現在) 月額**14,280**円

(4)その他の制度

疾病や治療によって、各団体の療養制度を利用できる場合があります。相談支援センターまたは、各団体へお問合せください。

①(財)がんの子供を守る会療養援助制度

治療期間が長期にわたることや、保護者の付添いによる二重生活やきょうだい児の保育などによって生じる経済的負担に対し、療養費の援助をしています。

- ・一般療養費援助:一律5万円(所得制限あり)
- ・特別療養費援助:治療に要する保険対象外の負担が多大な場合、当療養援助審査会での審議によって援助額が決定され、20万円を最高限度額として援助。

がんの子供を守る会 📞 03-5825-6312 相談専用電話(平日10時~16時)

②公益財団法人HLA 研究所「淳彦基金」

造血幹細胞移植が必要な患者さんで経済的事項のある方へ、HLA検査費用を援助しています。ただし「HLA研究所」での検査費用に限ります。申込は主治医から行う必要があります。

基金についての問い合わせ・申し込み 「淳彦基金を育てる会」事務局

📞 042-523-0571 FAX:042-524-3311

E-mail:pochit@mub.biglobe.ne.jp HP:http://www.hla.or.jp/atsuhiko

③佐藤きち子患者支援基金

日本国内に居住し、日本国内で造血幹細胞移植全般(血縁・非血縁を問わず)を受けることを望みながら、経済的事由により実施が困難な患者とその家族に対し、骨髄バンクに支払う費用や、造血幹細胞移植医療に伴う交通費・滞在費等を援助しています。

基金についての問い合わせ・申し込み 全国骨髄バンク推進連絡協議会 事務局

📞 03-3356-8217 (月~金 9時半~16時半)

0120-81-5929 (土10時~16時)

FAX:03-3356-8637 http://www.marow.or.jp/support/kichiko
東京都新宿区愛住町23-1Woody-21 9F



知って得する基礎知識

【制度をうまく活用しましょう】

がんの治療では近年、新薬の登場などにより、通院しながら日常生活を長くすごせるようになってきました。ただし手術代・薬代といった治療費のほか、交通費など様々な費用がかかります。休業・失業した場合、ご自身やご家族の生活費も考える必要がでてきます。

金額が大きすぎて治療が続けられないのではないか。大きな借金をしなければならないのか。生活に必要な車や家も手放さなければならないのか。こうした強い不安を抱きながら誰に相談して良いかわからない方は少なくないことでしょう。

しかし、多くの方が利用でき、その不安解消に大きく役立つ制度があります。各々の立場にあった制度もあります。利用にあたっては、手続きが必要ですので、制度の名前や仕組みをご自身で理解することが大切です。

ここで紹介する情報を元に、ご自身が利用できる制度を見つけてください。もし迷った時は、ぜひ通院・入院なさっている医療機関のソーシャルワーカーへご相談ください。あなたの治療費の見通しや適した制度について一緒に考え、あなたの不安に応えるサポートがきっと得られるはずです。

よかった！
私にぴったりの制度も
ちゃんとあるのね！

利用しなまゃ！



第4部

県内の医療体制

・ 問合せ一覧





第4部は、沖縄県内の医療体制の紹介や、各種制度の相談・手続き窓口や関係機関の一覧です。

1. 県内の医療体制

(1) 沖縄県内のがん診療連携拠点病院およびがん診療連携支援病院

■がん診療連携拠点病院

がん診療連携拠点病院とは、全国どこに住んでいても、がんの状態に応じて適切ながん医療が受けられるように設置された病院です。これらの拠点病院では、

- ①専門的ながん診療
- ②専門的な知識や技能を持つ医師の配置
- ③地域の医療機関や医師との連携と協力体制の整備
- ④患者さんへの相談支援と情報提供
- ⑤がん登録など、質の高いがん医療

を推進しています。

■がん診療連携支援病院

沖縄県では八重山、宮古、北部医療圏でがん診療や連携の中核を担うことが適当であると認める医療機関を「沖縄県がん診療連携支援病院」として指定しています。補助金を交付し、医療従事者の育成やがん登録の推進、がん患者等への相談支援等を行ない、3つの拠点病院と連携したがん診療体制の整備を推進しています。

国指定 都道府県がん診療連携拠点病院(1病院)

国指定 地域がん診療連携拠点病院(2病院)

県指定 がん診療連携支援病院(3病院)

コチラもCheck!

- ➡ P71「療養生活を支える仕組みを知る」
- ➡ P72「地域のがん診療の連携の仕組みを知っておく」



(2) 沖縄県のがん医療体制

沖縄県保健医療計画(2013年2月現在)では、治療から療養までの各ステージを担う医療機関の役割を「がんの医療体制図」としてまとめています。詳しくは、沖縄県医務課のホームページをご覧ください。



沖縄県医務課のホームページ

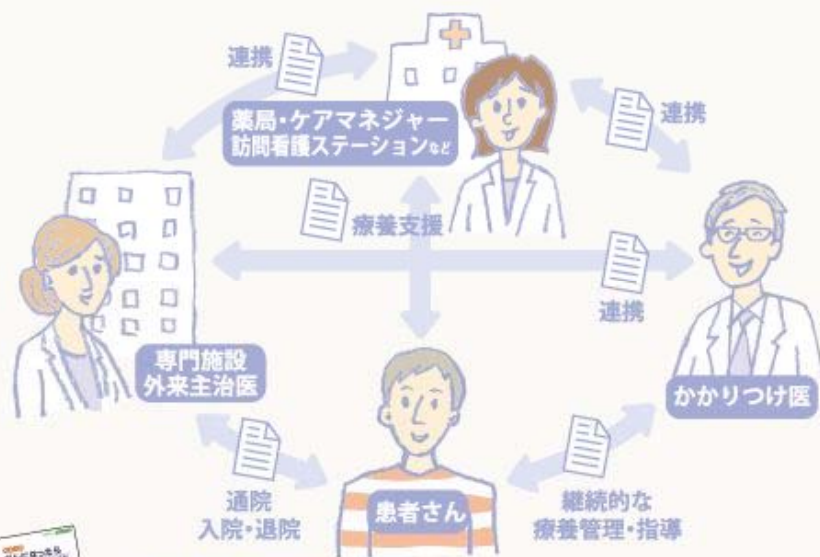
http://www.pref.okinawa.jp/imu_kokuho

※左側のメニューの「沖縄県保健医療計画」をクリック

(3) 地域連携クリティカルパス

地域連携クリティカルパスとは、より良いがん医療を提供するために、専門病院とかかりつけ医などが、がん患者さんの情報を共有し、連携して患者さんの治療をサポートするシステムです。

連携パスの利用は、がんの治療を行った専門病院の主治医が、連携パスの利用が患者さんの診療に適しているか判断したうえで、患者さんやご家族に十分に説明し、同意を得たうえで利用を開始します。



➡ P75「地域連携クリティカルパス(連携パス)」



知って得する基礎知識

【医療事故かなと思ったら】

どの分野でも事故はつきもので、がん医療の場面でも例外ではありません。医療者側が事故を起こさないよう対応することはもちろんですが、患者さん自身も安全の担い手であることを忘れてはいけません。

例えば、医療者と話すときはフルネームを名乗る。これは、患者の取り違えを防ぐことにつながります。自分が普段服用している薬をしっかり把握し、きちんと医療者へ伝えること。これは、飲んではいけない薬の飲み合わせを防ぐことにつながります。ほかには、「今から〇〇の注射をします」と言われたら「〇〇とは何ですか?」ときちんと質問するなど、患者さん自身も医療者へいろいろ聞いたり伝えたりして下さい。

それが安全に医療を受けることにもつながりますし、医療者とのコミュニケーション作りにもなるのです。万が一、事故が起こってしまった場合には、冷静に対応し、医師や看護師または病院の担当窓口(医療安全管理室・患者相談窓口など)へ説明や対応を求めましょう。



ていんさぐぬ花や
ちみさち す
爪先に染みてい
うや ゆぐと
親め論し言や
ちむ す
肝に染みり

(ていんさぐぬ花)

2. 問合せ一覧

■ 役所・役場一覧

施設名	住所	電話番号
北部医療圏		
国頭村役場	〒905-1495 国頭村字辺土名121	0980-41-2101
大宜味村役場	〒905-1392 大宜味村字大兼久157	0980-44-3001
東村役場	〒905-1292 東村字平良804	0980-43-2201
今帰仁村役場	〒905-0492 今帰仁村字仲宗根219	0980-56-2101
本部町役場	〒905-0292 本部町字東5	0980-47-2101
名護市役所	〒905-8540 名護市港1-1-1	0980-53-1212
伊江村役場	〒905-0592 伊江村字東江前38	0980-49-2001
伊平屋村役場	〒905-0793 伊平屋村字我喜屋251	0980-46-2001
伊是名村役場	〒905-0695 伊是名村字仲田1203	0980-45-2001
中部医療圏		
恩納村役場	〒904-0492 恩納村字恩納2451	098-966-1200
宜野座村役場	〒904-1392 宜野座村字宜野座296	098-968-5111
金武町役場	〒904-1292 金武町字金武1	098-968-2111
うるま市役所	〒904-2292 うるま市みどり町1-1-1	098-974-3111
読谷村役場	〒904-0392 読谷村字座喜味2901	098-982-9200
沖縄市役所	〒904-8501 沖縄市仲宗根町26-1	098-939-1212
嘉手納町役場	〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588	098-956-1111
北谷町役場	〒904-0192 北谷町字桑江226	098-936-1234
北中城村役場	〒901-2392 北中城村字喜舎場426-2	098-935-2233
中城村役場	〒901-2493 中城村字当間176	098-895-2131
宜野湾市役所	〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1	098-893-4411

施設名	住所	電話番号
南部医療圏		
西原町役場	〒903-0220 西原町字嘉手苧112	098-945-5011
浦添市役所	〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1	098-876-1234
那覇市役所	〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1	098-867-0111
豊見城市役所	〒901-0292 豊見城市字翁長854-1	098-850-0024
南風原町役場	〒901-1195 南風原町字兼城686	098-889-4415
与那原町役場	〒901-1392 与那原町字上与那原16	098-945-2201
南城市役所	〒901-0695 南城市玉城字富里143	098-948-7111
八重瀬町役場	〒901-0592 八重瀬町字具志頭659	098-998-2200
糸満市役所	〒901-0392 糸満市潮崎町1-1	098-840-8111
渡嘉敷村役場	〒901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷183	098-987-2321
座間味村役場	〒901-3496 座間味村字座間味109	098-987-2311
粟国村役場	〒901-3792 粟国村字東367	098-988-2016
渡名喜村役場	〒901-3692 渡名喜村字渡名喜1917-3	098-989-2002
南大東村役場	〒901-3895 南大東村字南144-1	0980-22-2001
北大東村役場	〒901-3992 北大東村字中野218	0980-23-4001
久米島町役場	〒901-3193 久米島町字比嘉2870	098-985-7121
宮古医療圏		
宮古島市役所	〒906-8501 宮古島市平良字西里186	0980-72-3751
多良間村役場	〒906-0692 多良間村字仲筋99-2	0980-79-2011
八重山医療圏		
与那国町役場	〒907-1801 与那国町字与那国129	0980-87-2241
石垣市役所	〒907-8501 石垣市美崎町14	0980-82-9911
竹富町役場	〒907-8503 石垣市美崎町11-1	0980-82-6191

社会福祉協議会 沖縄県社会福祉協議会 ☎098-887-2000
〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内

■年金事務所一覧

- 名護年金事務所☆ ☎0980-52-2522 〒905-0021 名護市東江1-9-19
 コザ年金事務所☆ ☎098-933-2267 〒904-0021 沖縄市胡屋2-2-52
 浦添年金事務所☆ ☎098-877-0343 〒901-2121 浦添市内間3-3-25
 那覇年金事務所 ☎098-855-1118 〒900-0025 那覇市壺川2-3-9
 平良年金事務所 ☎0980-72-3650 〒906-0013 宮古島市平良字下里791
 石垣年金事務所☆ ☎0980-82-9211 〒907-0004 石垣市登野城55-3

※所轄区域は、健康保険・厚生年金保険、国民年金、船員保険のそれぞれで分かれていますので自身の加入する保険の所轄をお問合せください。

※傷病手当金などの申請受付や相談は、全国健康保険協会沖縄県支部で行っていますが、☆印の年金事務所でも、申請の受付等の窓口を開設しています。(☆印年金事務所の窓口では申請書の内容確認等は行わずにお預かりのみする場合がありますので、十分ご確認ください。)

■各医療保険窓口

□健康保険

組合管掌健康保険

【対象者】健康保険組合に加入した会社に所属する社員、およびその扶養家族
 【問い合わせ先】各健康保険組合担当窓口

協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)

【対象者】健康保険組合に加入していない会社に所属する社員、
 一定基準以上の客船、貨物船の船員、およびその扶養家族
 【問い合わせ先】全国健康保険協会沖縄県支部 ☎098-951-2211/FAX:098-951-2295

□国民健康保険

【対象者】農業、自営業者、自由業者、会社を退職して健康保険等を脱会した人
 【問い合わせ先】市町村の担当窓口

□共済組合

【対象者】公務員、一部の独立行政法人職員、日本郵政株式会社等職員、
 私立学校職員、およびその扶養家族
 【問い合わせ先】各共済組合担当窓口

□後期高齢者医療制度(長寿医療制度)

【対象者】原則として75歳以上の方全員(65歳以上で寝たきり等、
 一定の障害があると認定を受けている方)
 【問い合わせ先】沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎098-963-8012/FAX:098-964-7785

■税務署一覧

- 名護税務署 ☎0980-52-2920 〒905-8668 名護市東江4-10-1
 【所轄地域】名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、
 宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
 沖縄税務署 ☎098-938-0031 〒904-2193 沖縄市東2-1-1
 【所轄地域】宜野湾市、沖縄市、うるま市、中城村、北中城村、嘉手納町、
 北谷町、読谷村
 北那覇税務署 ☎098-877-1324 〒901-2550 浦添市宮城5-6-12
 【所轄地域】那覇市の一部、浦添市、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、
 粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
 那覇税務署 ☎098-867-3101 〒900-8543 那覇市旭町9 沖縄国税総合庁舎
 【所轄地域】那覇市の一部、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町
 宮古島税務署 ☎0980-72-4874 〒906-8601 宮古島市平良字東仲宗根807-7
 【所轄地域】宮古島市、多良間村
 石垣税務署 ☎0980-82-3074 〒907-8502 石垣市字登野城8
 【所轄地域】石垣市、竹富町、与那国町

■福祉保健所一覧

- 北部福祉保健所 ☎0980-52-2714 〒905-0017 名護市大中2-13-1
 【所轄地域】名護市、国頭村、東村、大宜味村、今帰仁村、本部町、伊江村、
 伊平屋村、伊是名村
 中部福祉保健所 ☎098-938-9886 〒904-2155 沖縄市美里1-6-28
 【所轄地域】うるま市、沖縄市、宜野湾市、宜野座村、金武町、恩納村、読谷村、
 嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村
 那覇市保健所 ☎098-853-7961 (健康増進課) 〒902-0076 那覇市与儀1-3-21
 【所轄地域】那覇市 ※運営主体は、那覇市保健所は那覇市、それ以外は県庁
 南部福祉保健所 ☎098-889-6351 〒901-1104 南風原町宮平212
 【所轄地域】浦添市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、北大東村、
 南大東村、豊見城市、糸満市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町
 宮古福祉保健所 ☎0980-72-2420 〒906-0007 宮古島市平良東仲宗根476
 【所轄地域】宮古島市、多良間村
 八重山福祉保健所 ☎0980-82-3240 〒907-0002 石垣市真栄里438
 【所轄地域】石垣市、竹富町、与那国町

あとがき

国民の二人に一人ががんに罹る時代となった今日でも、がんに関する正確で十分な情報ががん患者さんやそのご家族に届いているわけではありません。このような中で、多くのがん患者さんの要望から『患者必携』は企画されました。「患者必携;地域の療養情報」である本書は、国立がん研究センターがん対策情報センターが編集した「患者必携;がんになったら手にとるガイド」および「患者必携;わたしの療養手帳」と共に使っていただくことを前提に編集しています。

本書は、試作版から継続して、沖縄県がん診療連携協議会相談支援部会と琉球大学医学部附属病院がんセンターが中心となって作成されました。今回の第三版では、「正確な情報をわかりやすくお伝えするとともに、利用して下さる方々の心の平安に少しでもつながる冊子に」というテーマで改訂を進めました。このため、第二版以上にがん患者さんとそのご家族・ご遺族から多くのご助言を頂きました。また、厚生労働科学研究費補助金・がん臨床研究事業「地域におけるがん対策の推進と患者支援に資する介入モデルの作成に関する研究」班・研究代表者の渡邊清高先生(国立がん研究センターがん対策情報センターがん情報提供研究部医療情報コンテンツ研究室室長)を始め、研究班の先生方にもご助言を頂きました。この場をお借りして関係各位に厚くお礼を申し上げます。

私たちは、引き続き本書を県民の皆さんとご一緒に育てていきたいと考えております。そのためにも、巻末のとじ込みはがきのアンケートにお答えいただくとともに、ご意見を私たちに頂ければ幸いです。

本書が、少しでも沖縄県のがん患者さんとそのご家族のお役に立てますことを、編集委員一同祈念しております。

沖縄県がん診療連携協議会相談支援部会
琉球大学医学部附属病院がんセンター
増田 昌人

編集協力

編集協力団体

沖縄県がん患者会連合会

公益財団法人 がんの子供を守る会 沖縄支部

沖縄県がん診療連携協議会

厚生労働科学研究費補助金 がん臨床研究事業
「地域におけるがん探索の推進と
患者支援に資する介入モデルの作成に関する研究」班

制作者一覧

樋口 美智子 (地方独立行政法人那覇市立病院総合相談センター)

望月 祥子 (社会医療法人かりゆし会ハートライフ病院 地域医療連携室)

池田 克己 (独立行政法人国立病院機構沖縄病院 経営企画室)

奥間 かおり (独立行政法人国立病院機構沖縄病院 緩和ケア認定看護師)

志茂 淳子 (ことぶき指定居宅介護支援事業所)

仲間 直樹 (編集協力者)

前川 守秀 (沖縄県 保健福祉部 医務課医療対策班)

上原 弘美 (沖縄県地域統括相談支援センター)

大久保 礼子 (琉球大学医学部附属病院 がんセンター)

井上 亜紀 (琉球大学医学部附属病院 がんセンター)

増田 昌人 (琉球大学医学部附属病院 がんセンター)

編集

写真 垂見健吾

イラスト・デザイン 首里フジコ

編集 波平雄太 (office UNIZON)

ディレクション 三枝克之 (office UNIZON)

染織作品協力

喜如嘉芭蕉布事業協同組合……………P1

那覇伝統織物事業協同組合(首里織)……………表3

やふそ紅型工房……………裏表紙

【患者必携】地域の療養情報 おきなわがんサポートブック

発行日	2013年3月31日 第3版発行
編著	沖縄県 沖縄県がん診療連携協議会 相談支援部会 琉球大学医学部附属病院がんセンター
発行所	沖縄県 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 琉球大学医学部附属病院がんセンター 〒903-0215 西原町上原207
編集	office UNIZON 〒901-2201 宜野湾市新城2-39-8 2F
印刷・製本	丸正印刷株式会社 〒903-0211 西原町字小那覇1215

本書の無断転写・複製・転載を禁じます。但し、地方自治体や都道府県がん診療連携協議会拠点病院等の関係者による「がん対策」においては、その限りではありませんので、琉球大学医学部附属病院がんセンターまでお問合せください。

うら ティザーズ 想いの手巾

かつて沖縄の女性たちは、自分の家族や大事に
想う人が、いつまでも無事健康であることを
祈って、手巾を織った。



郵便はがき

9 0 1 - 2 1 9 0

料金受取人払郵便

補添郵便物承認

130

差出有効期限

平成27年3月31日

西原町字上原 207

琉球大学医学部附属病院
がんセンター 行き



※裏面のアンケートにご協力ください。

地域の療養情報『おきなわがんサポートハンドブック』について、
ご意見をお聞かせください。

- 性別 男 女
- 年齢 []歳
- 続柄 患者さん ご家族 医療従事者 その他 []
- 問3. 続柄で、患者さんもしくはご家族とお応えの方にお聞きします。がんの種類(できれば正確な病名)と、告知から今までののおおよその期間(年月)を教えてください。
病名 [] 期間 [年 月]
- この本はお役に立ちましたか?
A. 役にたった B. まあまあ役に立った C. どちらともいえない
D. あまり役に立たなかった E. 役に立たなかった
理由 []
- また、特に役に立たった項目、役に立たなかった項目はなんですか?
役に立った項目 []
その理由 []
役に立たなかった項目 []
その理由 []
- 今後、掲載してほしいと思う内容があれば、ご記入ください。
[]
- この本とあわせて、『患者必携 がんになったら手にとるガイド』
『私の療養手帳』(国立がん研究センター編著)を読みましたか?
A. はい B. いいえ
- その他、この本についてのご意見・ご要望などがございましたら、
ご自由にお書き下さい。

裏面には、役立つ情報のあるサイトも掲載しています。
③「連絡先カード」は、ご自分の利用する相談支援センターの連絡先のメモなどにご活用ください。
②「ハガキ」は、切手不要です。そのままご投函ください。
①「きりとり線」から、「ハガキ」と「連絡先カード」に切り分けてください。



きりとり線

ご自分の地域の相談支援センターの
連絡先を書き留めおきましょう。

がんに関するご質問やご相談はお近くの「がん診療連携拠点病院」
の相談支援センターでお応えしています。



役立つ情報のあるサイト

がん情報サービス

<http://ganjoho.jp>

沖縄県がん診療連携協議会

<http://www.okican.jp>

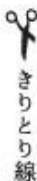
沖縄県福祉保健部医務課

http://www.pref.okinawa.jp/imu_kokuho

きりとり線

きりとり線

裏面には、役立つ情報のあるサイトも掲載しています。
③「連絡先カード」は、ご自分の利用する相談支援センターの連絡先のメモなどにご活用ください。
②「ハガキ」は、切手不要です。そのままご投函ください。
①「きりとり線」から、「ハガキ」と「連絡先カード」に切り分けてください。



きりとり線